



平成18年8月22日

各位

会社名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 山口 紀夫
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

「第三者割当による新株発行」及び「株式併合及び単元株式数の変更」並びに「株主無償割当による新株予約権発行」に関するお知らせ

当社は、平成18年8月22日開催の取締役会において、下記の「第三者割当による新株発行」及び「株式併合及び単元株式数の変更」について平成18年10月24日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議するとともに、「株主無償割当による新株予約権発行」について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

・ 第三者割当増資による新株発行

1. 特に有利な発行価額をもって新株式を発行する理由

当社は平成18年2月14日の取締役会の決議により、S.F.J第1号投資事業組合を割当先として「第三者割当による新株発行」および「第1回第三者割当による新株予約権発行」を決議して実施しております。このエクイティ・ファイナンスにより、当社が調達できた資金は58億2,382万円(平成18年8月21日現在)に達しており、これにより当社の成長と発展の原動力となる財務基盤はますます強固になりました。しかしながら、当社は依然として「安定株主による経営安定化及び新規事業進出による事業拡大」という重要な経営課題を抱えておりますので、これらの課題を解決すべく支援先を求め続けた経緯の中で、このたび、VTホールディングス株式会社の支援を得られることになりました。

本第三者割当増資の引受先である株式会社VTキャピタルは、VTホールディングス株式会社の全額出資の子会社であります。VTホールディングス株式会社は、ホンダ系自動車ディーラーとしては最初の上場会社であり、長野日産自動車株式会社、株式会社ホンダカーズ東海等多くの有力会社を傘下に置き、M&Aと事業コンサルタントの多角的展開により事業規模の拡大を進めている企業であります。当社はこのような社会的に信頼のある有力企業に安定株主となっていただき、当社の新規事業進出を実現するために自動車ゴム部品業界の情報提供および新規顧客開拓等について支援を受けるものであります。なお、VTホールディングス・グループでは、株式持合い等で長期保有している銀行株等も株式会社VTキャピタルで保有しておりますので、同社が当社の安定株主になり経営支援を受けることは、全て持株会社であるVTホールディングス株式会社の経営意思により決定されますので、当社は株式会社VTキャピタルを割当先とすることを決議いたしました。

安定株主化につきましては、本第三者割当増資による新株発行後においても、同社に可能なかぎり長期に亘り株式を所有していただき、今後同社より役員を受け入れて経営支援を仰ぎ、長期的な成長と発展を遂げてまいり所存であります。

VTホールディングス株式会社が当社を支援することについて、VTホールディングス株式会社の経営方針は、「当社のステークホルダー(株主、従業員、取引先等)の理解と賛同を得るためには、現在、大幅な繰越欠損を抱えて業績低迷が続いている昭和ゴム株式会社に対するリスク回避策が前提になる」という考え方であり、従って、当社はVTホールディングス株式会社の経営リスクを可能な限り軽減して、同社がステークホルダーの理解を得られるために、本第三者割当の新株発行は、株式併合による株式数の調整を行わない有利な条件で同社の支援を取り付けるものであります。

2. 新株式の発行要項

(1) 発行新株式数	普通株式	17,000,000株
(2) 発行価額	1株につき	59円
(3) 発行価額の総額		1,003,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき	30円
(5) 資本組入額の総額		510,000,000円
(6) 申込期日		平成18年12月4日(月)
(7) 払込期日		平成18年12月4日(月)
(8) 割当先及び株式数		株式会社VTキャピタル 17,000,000株

- (9) 新株式の継続所有の取決めに
関する事項 当社は割当新株式17,000,000株のうち10,000,000株について、払込期日
から2年間譲渡をしない旨の確約を割当先から得ております。なお、当
社は上記以外の割当新株式7,000,000株についても、割当先に対して割
当新株式を発行日から2年間において譲渡する場合は、当社に報告する
旨の確約を得る予定です。
- (10) 発行の条件 前各号については、当社臨時株主総会において「株式併合の件」が承
認可決されること及び証券取引法による届出の効力発生を条件としま
す。
- (11) 発行価額の決定方法 取締役会決議前日(平成18年8月21日)の東京証券取引所における終値
を参考として、終値に1.20を乗じて59円といたしました。
なお、発行新株数は、株式併合後においても調整を行いませんので、株式
併合後は、当初の発行価額59円及び発行株式数17,000,000株は変動しま
せん。従いまして、株式併合後の株価の状況によっては有利発行となります。
有利発行にした理由は、前述の「特に有利な発行価額をもって新株式を発
行する理由」及び後述の「増資の理由」に記載のとおりであります。

3. 今回の増資による発行株式総数の推移

平成18年8月21日現在の発行済株式総数	189,800,000株
株式併合後の発行済株式総数	18,980,000株
(株式併合の効力発生予定日 平成18年12月1日)	
増資による増加株式数	17,000,000株
増資後発行済株式総数	35,980,000株

(参考)

第1回新株予約権の未行使分の株式数が行使された場合は、発行済株式総数は変動する可能性があります。なお、未行使分の10,200,000株の全てが行使された場合は、次のように株式数が変動する可能性があります。

第1回新株予約権の権利行使完了後の発行済株式総数

	200,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	20,000,000株
(株式併合の効力発生予定日 平成18年12月1日)	
増資による増加株式数	17,000,000株
増資後発行済株式総数	37,000,000株

*平成18年8月21日現在の第1回新株予約権の行使価額は1株当り35円ですが、本新株発行が行われた場合、所定の調整規定に従い割当株式数及び行使価額が調整されます。

4. 増資の理由及び資金の使途

(1) 増資の理由

当社が本計画の増資を行う理由は、安定株主の確保及び新規事業への進出による事業拡大のための経営支援並びに資金調達の必要性の3点であります。当社は本計画を実施することで、これらの課題を解消する所存であります。

安定株主の確保

当社の少数特定者持株数(上位10名)の所有割合は28.27%(平成18年3月末現在)と低く、固定株を増やすためにも、本計画の発行数が必要であります。もちろん固定株の比率が低く浮動株の比率が高いことは、株主の皆様への株式取引上では流動性が高まることでメリットが生じますが、経営上は株主総会の議決権行使の定足数の確保等の問題があります。本増資はこれらの課題を解消するために、割当先の支援を受けるものであります。

事業拡大のための経営支援

当社の事業構造は成熟期から下降傾向にある製品が主力でありますので、早期に事業領域の拡大を図ることが急務であります。しかし現実には現在の取引関係先の支援だけでは十分に対応できない状態にありますので、新たにより緊密な資本関係を構築することは喫緊の問題であります。具体的には割当先からの事業拡大の支援及び役員派遣の受け入れにより経営体制を強化して、中期経営計画の遂行を目指してまいります。本増資はこれらの課題を解消するために割当先の支援を受けるものであります。

資金調達の必要性

前回のエクイティ・ファイナンスにより、58億2,382万円(平成18年8月21日現在)の資金を調達しておりますが、現時点ですべて手元流動資金として確保しております。しかし、すでに生産機械の導入資金として発注準備を進めている計画がありますので、環境エネルギー設備の更新等の新たな資金導入の必要性が生じてまいりました。本増資はこれらの課題を解消するために割当先の支援を受けるものであります。

(2) 増資調達資金の使途

新株発行により調達される手取概算額8億円につきましては、当社柏工場の老朽化に伴う電力施設(特別高圧線)等の環境エネルギー関連の設備更新の追加費用として充当する予定であります。当社は平成18年3月2日に割当を行いましたS.F.J第1号投資事業組合に対する第三者割当増資で11億5,542万円の資金を調達し、同じく同事業組

合に対する新株予約権の発行により46億6,840万円（平成18年8月21日現在）の資金を調達し、総額で58億2,382万円を手持流動資金として確保しております。

これらの調達資金の用途につきましては、現時点では実際の支出はありませんが、すでに発足しております当社の「資金活用プロジェクト」の中で具体的な実施計画の構築を進めております。生産機械等は性能、スペック等の決定、業者への発注、業者の機械製造納期というステップを踏みますので、実際の支払計上は、発注時から1年を超える場合もあります。従いまして、現在の手持流動資金には今後支払い予定の資金が含まれていますので、調達資金を単に使用していないという事態ではありません。なお、M & Aの資金につきましては、現在、案件の情報整理に努めておりますので、実際の支払いは発生しておりません。

当社の現在の資金用途は、今回のエクイティ・ファイナンス（新株発行による資金調達）の手取概算額が8億円です。前回の調達資金を合わせますと66億2,382万円になります。この資金の用途は、M & A、事業譲受、食品医療用品の海外進出等の費用で40億円、柏工場の環境エネルギー施設及び生産機械（ソフトテニスボール、哺乳器用乳首、工業用品）の費用で20億円（前回の第三者割当増資の調達資金の11億3,500万円は生産機械の更新費用）、運転資金として6億2,382万円を計画しております。企業買収、事業譲受等につきましては、VTホールディングス株式会社から自動車ゴム部品業界の情報提供および新規顧客開拓等について支援を受けるものであります。また、ゴム関連業種については、有力な都市銀行と仲介契約を結び、異業種につきましては、複数のM & A仲介アドバイザーと登録契約を結んで計画の実現を目指しております。

（3）業績に与える見通し

平成19年3月期の業績に与える影響につきましては、本第三者割当の新株発行の実施により、新株発行費用及び弁済士費用等が発生する見込みでありますので、具体的になりましたら速やかにお知らせいたします。

5．株主への利益配分

（1）利益配分に関する基本方針

株主資本の充実、繰越欠損の解消を早期に行い、可能な限り早期に株主配当の実施を行う見込みであります。

（2）配当決定に当たっての考え方

前項の利益配分に関する基本方針に基づき決定いたします。

（3）内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、運転資金に充当する予定であります

（4）過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	0.29円	0.47円	22.82円
1株当たり年間配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	0.6%	1.0%	45.3%
株主資本配当率	-%	-%	-%

6．過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

（1）エクイティ・ファイナンスの状況（発行時）

発行形態	第三者割当による新株発行	昭和ゴム株式会社第1回新株予約権発行
割当先	S・F・J第1号投資事業組合	同左
発行株式数	18,340,000株	100,000,000株
発行価額の総額	1,155,420,000円	10,000,000円
行使により発行する株式の発行総額		7,600,000,000円
発行日	平成18年3月2日	同左
増資額	586,880,000円	3,805,000,000円
増資後資本金	4,739,880,000円	8,544,880,000円

（2）エクイティ・ファイナンスの状況（平成18年8月21日現在）

発行形態	第三者割当による新株発行	昭和ゴム株式会社第1回新株予約権発行
割当先	S・F・J第1号投資事業組合	S・F・J第1号投資事業組合
発行株式数	18,340,000株	89,800,000株
発行価額の総額	1,155,420,000円	4,668,400,000円
未行使株式数		10,200,000株
増資額	586,880,000円	2,397,450,000円

増資後資本金	4,739,880,000円	7,137,330,000円
--------	----------------	----------------

(3) 過去3決算期間の株価の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	16円	38円	49円
高 値	49円	59円	125円
安 値	14円	32円	42円
終 値	38円	49円	69円
株価収益率	131.0倍	104.3倍	- 倍

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

7. 新株の割当先の概要

割当先の名称		株式会社V Tキャピタル	
割当株数		17,000,000株	
払込金額		1,003,000,000円	
割当先の 名称	住所	名古屋市中区錦三丁目10番32号	
	代表者の氏名	伊藤誠英	
	資本の額	350百万円	
	事業の内容	1. 有価証券投資 2. 経営コンサルティング 自動車ディーラー向け経営コンサルティング M & Aアドバイザー 3. 不動産賃貸	
	大株主	V Tホールディングス株式会社(100%)	
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数	該当事項はありません。
		割当先が保有している当社の株式の数	V Tホールディングス(株)の取締役1名は、S、F、J第1号投資事業組合の複数の出資者の一人でありましたが、現在は同投資事業組合との取引関係は一切ありません。
	取引関係	営業取引	該当事項はありません。
		営業取引以外の取引	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		<p>当社は割当新株式17,000,000株のうち10,000,000株について、払込期日から2年間譲渡をしない旨の確約を割当先から得ております。なお、当社は上記以外の割当新株式7,000,000株についても、割当先に対して割当新株式を発行日から2年間において譲渡する場合は、当社に報告する旨の確約を得る予定です。</p> <p>当社は割当総株式数を全て長期間にわたり譲渡制限をすべきではありますが、7,000,000株についての(株)V Tキャピタルの方針は、「昭和ゴム(株)はまだ安定した収益企業に転進していないので、今後の業績や株価の動向をみながら売却するかどうかを判断したい」という内容であります。</p>	

8. 増資後の株主構成

少数特定者株式数（上位10名）

氏名又は名称	所有株式数（千株） 平成18年8月21日 現在	所有株式数（百株） 株式併合後	発行済株式総数に対する所 有株式数の割合（%） 株式併合後
株式会社VTキャピタル	-	170,000	47.25
S.F.J第1号投資事業組合	14,881	14,881	4.14
大阪証券金融株式会社等の 少数特定者株式数	15,297 9名	14,555 8名	4.05
計	30,178	199,436	55.43
発行済株式総数 平成18年8月21日現在	189,800		
発行済株式総数 平成18年12月1日 株式併合の効力発生予定日		359,800 (189,800 + 170,000)	

（注）

* 株式会社VTキャピタルの所有状況は、本第三者割当の新株発行の議案が臨時株主総会（平成18年10月24日開催予定）で承認可決され、当社への払込が完了した時点为前提としております。

* S.F.J第1号投資事業組合の所有状況は、平成18年7月6日付けの「変更報告書」に記載された保有株式数であります。

* その他の少数特定者株式数は、当社の第105期有価証券報告書の「大株主の状況」に記載の株主の合計です。

9. 増資日程（予定）

平成18年 8月22日（火）	取締役会による新株式発行の株主総会への付議決議
平成18年10月24日（火）	臨時株主総会決議日
平成18年10月24日（火）	有価証券届出書提出日
平成18年11月 6日（月）	有価証券届出書効力発生日
平成18年12月 4日（月）	申込期日
平成18年12月 4日（月）	払込期日

株式併合及び単元株式数の変更

1. 株式併合について

（1）株式併合の目的

当社は平成18年2月14日の取締役会で「第三者割当増資」及び「第1回第三者割当による新株予約権発行」を決議して実施してまいりました結果、発行済株式総数は189,800,000株（平成18年8月21日現在）まで増加いたしました。これにより、株主数の増大と株式の流動性の向上という良好な効果をもたらしましたが、反面、株式数の増加に伴い将来の配当政策のために発行済株式総数の見直しが必要になりました。当社はこのような状況に対処するために、株主の皆様が当社株式をお取引される利便性、効率性を勘案し、当社の発行済株式総数の適正化を目的として、普通株式の併合を行うことを臨時株主総会に付議するものであります。

（2）株式併合の方法

株主総会への付議内容は、以下の内容のものとなっております。

発行済株式総数189,800,000株について、10株を1株に併合することにより、18,980,000株とする（平成18年8月21日現在の発行済株式総数で計算）

株式併合の効力発生予定日は平成18年12月1日とする。

（3）株式併合の日程（予定）

平成18年 8月22日（火）	取締役会による株式併合の株主総会への付議
平成18年10月24日（火）	臨時株主総会決議日
平成18年10月25日（水）	株主併合に関する法定公告（株券提出公告）
平成18年10月26日（木）	株券提出開始日
平成18年12月 1日（金）	株券提出締切日
平成18年11月27日（月）	株式売買停止開始日
平成18年11月30日（木）	株式売買停止最終日
平成18年12月 1日（金）	株式併合の効力発生日
平成18年12月 1日（金）	株式売買再開日

2. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

株主の皆様の権利に株式併合による変動が生じないように、臨時株主総会において「定款変更の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の効力発生と同時に、当社の1単元の株式の数を1,000株から100株に変更する予定であります。

(2) 変更の内容

株式併合の効力発生および単元株式数変更後に、単元株式100株に満たない端数が生じた場合は、単元未満株式につきましては、株主の皆様のご請求により当社が買取りを行います。

(3) 単元株式数の変更日程（予定）

平成18年 8月22日(火)	定款変更の取締役会決議日
平成18年10月24日(火)	臨時株主総会決議日(定款変更)
平成18年12月 1日(金)	単元株式数の変更日

・株主無償割当による新株予約権発行

1. 本新株予約権を発行する理由

当社は長期にわたり無配が続いておりますので、株主の皆様からのご支援に深謝の意を表するために「株式併合による株式数及び時価による調整を行わない株主無償割当の新株予約権」を発行いたします。

本計画は増資割当株式数の1,700万株に対して、株主無償割当の割当数を株主基準日（平成18年10月31日）の発行済株式総数を2億株（平成18年8月21日現在は1億8,980万株 第1回新株予約権の未行使分1,020万株）としますと、25株に1株の割当により800万株となります。双方を単純に比較しますと割当先が有利に見えますが、これにつきましては、株主の皆様からのご支援に対する深謝の意については、次のように考えております。

(1) 発行条件

本計画は発行価額が無償ですので、株主の皆様は割当時に金銭の払い込みが不要であります。また、本計画は株主の皆様の引受申込みが必要なく、自動的に割当されますが、割当株式及び行使価額は株式併合後においても変更がありません。即ち、新株予約権割当基準日（平成18年10月31日）の株主の皆様には、25株に1個の新株予約権が割り当てられますので、例えば、10,000株を所有される株主の皆様には、400個（400株）の新株予約権が無償で割り当てられ権利行使価額は59円となります。株式併合の効力発生後も行使価額59円で行使株式数400個（400株）を行使することができます。従って併合された株式数1,000株と合計し1,400株を所有することとなります。

(2) 単元株式数未満の割当株式の買取り

割当株式数が100株を下回った場合は、株式併合後は単元株式数が100株に変更されるため市場売買ができませんので、株主の皆様のお申し込みを受けて、当社が金銭により買取りを行います。当社は少数株主の皆様に対しまして誠意をもってお応えいたします。これを行うために本新株予約権の発行は、平成18年10月24日の臨時株主総会において、株式併合及び単元株式数の変更の件 定款の一部変更の件（授權資本の減少、単元株式数1,000株を100株へ変更等）株主以外の者に対し、特に有利な発行価額をもって新株を発行する件の議案が全て承認可決されることを前提としております。株主の皆様のご理解とご支援により、これらの経営施策を原動力として中期経営計画の遂行に全力を傾注いたす所存であります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称 昭和ゴム株式会社第2回新株予約権（株主無償割当）

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、平成18年10月31日の最終の当社各株主の有する各株式数（但し、当社が有する当社普通株式（以下「当社が有する自己株式」という。）の数を除く。）に0.04を乗じて算出された数値の整数部分を合計した数とする。（新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする）。

ただし、第10項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(3) 本新株予約権の総数

平成18年10月31日の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する自己株式を除く。）に0.04を乗じた個数とする。

(4) 各本新株予約権の払込金額

無償とする。

(5) 新株予約権の払込総額 無償。

(6) 基準日 平成18年10月31日(火)

(7) 効力発生日 平成18年12月1日(金)

(8) 募集の方法及び割当先

株主割当の方法により、平成18年10月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に
対して、その所有株式25株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てる。なお、1個未満の新株予約権は切
捨てとする。また、当社が有する自己株式には新株予約権を割り当てない。

- (9) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義す
る。）に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社
普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する場合における株式1
株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初59円とする。

- (10) 割当株式数の調整
当社が第11項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるも
のとする。ただし、調整の結果1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使
価額とする。

- (11) 行使価額の調整
当社は、本新株予約権の発行後、当社が時価を下回る価額を払込金額として発行する当社普通株式又は処
分する当社の有する自己株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに
取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権
（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得又は行使による場合を除く。）には、次に定める算
式により行使価額を調整する。なお、次の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数
から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割、無償割当若しくは併合、又は時価を下回る価額をもって当社普
通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）、若しくは取得させることができる証券（権利）又は当
社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取
得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新
株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合等にも適宜調整される。た
だし、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として
株式併合が行われる場合及び同臨時株主総会の「第三者割当増資による新株発行の件」が承認可決された
結果として新株式が発行される場合については、行使価額の調整を行わない。

- (12) 本新株予約権の行使請求期間
平成19年2月1日から平成22年1月31日（第14項に従って本新株予約権が取得される場合には、取得される
本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。

- (13) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

- (14) 本新株予約権の取得事由
当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承
認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社
となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要
と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、本新株予約権を無償で取得することが出
来る。

- (15) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (16) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40
条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端
数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の
資本金等増加限度額から本項 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (17) 本新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする場合、当社の定める行使請求書に必要事項を記載してこれに
記名捺印した上、これを行使請求期間中に第(21)項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行

使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第(22)項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第21項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(18) 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに株券を交付する。

(19) 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。

(20) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

当社は長年無配を継続しておりますので、今回の株式併合を機会に、直近の時価である平成18年8月21日(取締役会前日)の東京証券取引所の普通取引の終値を参考に、株式併合による株価の動向も考慮の上で、株主に対して付与されることになる利益分配額が適正な額となるよう、権利行使価格については59円と設定した。なお、権利行使価額である59円については、平成18年10月24日に開催される当社臨時株主総会の「株式併合の件」が承認可決された結果として行われる株式併合及び同臨時株主総会の「第三者割当増資による新株発行の件」が承認可決された結果としての新株式の発行を理由とした調整は行わない。

(21) 行使請求受付場所 昭和ゴム株式会社 総務部

(22) 払込取扱場所 株式会社千葉銀行 柏支店

(23) その他

上記各項については、平成18年10月24日開催の当社臨時株主総会において、「株式併合及び単元株式数の変更の件」、「定款の一部変更の件」、「株主以外の者に対し、特に有利な発行価額をもって新株を発行する件」が承認可決されること並びに証券取引法による届出の効力が発生することを条件とする。

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

「ご参考」

1.

(1) 調達資金の使途

本新株予約権の行使価額の見込総額に相当する手取概算額2億円につきましては、当社柏工場の老朽化に伴う電力施設(特別高圧線)等の環境エネルギー関連の設備更新の追加費用として充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

2. 本新株予約権の割当株式数に対する株式併合及び単元株式数変更の影響

株主の皆様に対しまして、所有株式数の4%の割合に相当する株式に対応する新株予約権を無償で割当いたします。ただし、割当前に所有されている株式数は、株式併合の効力発生予定日(平成18年12月1日)に10分の1に減少され、同日に単元株式数は1,000株から100株に変更されます。

従いまして、新株予約権の行使により発行される株式は株式併合の対象になりませんので、株式併合後の株価の動向にかかわらず、1株59円の行使価額で取得された株式を市場で譲渡することが可能であります。なお、単元株式数100株未満の単元未満株は市場で譲渡できませんので、当社は当該株式の株券は発行せず株主の皆様から買取り請求があれば、当社で買取りを行います。

詳細につきましては、平成19年1月上旬に「募集内容に関する通知書」を株主の皆様にご送付いたしますので確認していただきたいと存じます。

3. 業績に与える見通し

平成19年3月期の業績に与える影響につきましては、今後、新株発行費用、弁護士費用、単元未満株式の買取り費用等の発生が見込まれますので、具体的になりましたら速やかにお知らせします。

4. 潜在株式による希薄化情報

株式併合後の発行済株式総数2,000万株(第1回新株予約権の未行使分が全て行使された場合)に対する、第三者割当増資1,700万株及び株主無償割当の新株予約権が全て行使された場合の800万株の合計2,500万株の割合は、125%となる見込みであります。当社は株式の希薄化を懸念しながら、これまで第三者割当増資の割当先と鋭意交渉を続けてまいりましたが、当社の経営状態で割当先から安定株主として支援を受けるためには一定の発行株式数が合意形成のために必要になりました。また現在、当社の少数特定者持株数の所有割合は28.27%と低く、安定株主により固定株を増やすためにも、本計画の発行株式数は不可欠の条件となりました。当社はこれにより、安定株主の確保及び財務基盤の強化による収益企業への転進並びに早期配当の実現を目指して株主の皆様への期待に応えてまいり所存であります。

5. 新株予約権の発行日程（予定）

平成18年 8月22日（火）	新株予約権発行の取締役会決議日（株主無償割当）
平成18年 8月22日（火）	有価証券届出書提出日
平成18年 8月23日（水）	基準日公告日
平成18年 8月31日（木）	有価証券届出書効力発生日
平成18年10月31日（火）	新株予約権割当基準日

・第1回第三者割当の新株予約権に関する行使価額等の調整

1. 第1回新株予約権の行使価額等の調整

第1回新株予約権の行使価額（平成18年8月21日現在1株当り35円）は、時価を下回る発行価額をもって当社普通株式等を新たに発行する場合、第1回新株予約権の発行要項に基づき調整されます。したがって上記「第三者割当による新株発行」及び「株主無償割当による新株予約権の発行」の各発行価額がそれぞれの発行日における株式時価（第1回新株予約権の発行要項に従い算定されますが、現時点では未定です。）を下回る場合は、第1回新株予約権の行使価額は、それぞれ調整される可能性があります。

また、第1回新株予約権の割当株式数及び行使価額は、上記株式併合により第1回新株予約権の発行要項に基づき調整されます。株式併合の効力発生日の前日までに、第1回新株予約権の行使により発行された新株式は、上記株式併合手続きの対象となり株式数等の調整はなされません。

なお、調整後の権利行使価額が決定次第お知らせいたします。

2. 第三者割当の新株発行及び株主無償割当の新株予約権の調整

平成18年8月22日の取締役会で臨時株主総会に付議することを決議した「第三者割当の新株発行」及び平成18年8月22日の取締役会で決議した「株主無償割当の新株予約権の発行」につきましては、今回の株式併合を理由とする行使価額、割当株式数の調整は行いません。

以 上